

振替納税の領収証書

国税を口座振替で納付している場合、その都度金融機関から領収証書が送付されていますが、平成29年1月以降はこの領収証書が発行されなくなります。

国税庁の費用負担を軽減することが目的とされており、平成29年1月以降に振替納税されるものから発送されなくなりますので、法人では平成29年1月申告分の法人税や消費税、個人では平成29年3月申告分の所得税や消費税から発送されません。

電子申告をご利用の方は、「振替納税結果」メニューから納税額を確認できますが、電子申告をされていない方は、通帳を確認されるか、税務署に証明書を請求する形になります。

引き落とし額を事前に知らせる「振替納税のお知らせ」は今後も送られてきますので、金額、振替日を確認していただき、振替口座が残高不足にならないようご注意ください。

ちなみに今年の所得税の振替納税日は平成29年4月20日(木)、消費税は平成29年4月25日(火)です。

海外で支払った医療費

年間10万円超（総所得金額が200万円未満の方は総所得金額の5%超）の医療費を支払った場合に所得から控除できる医療費控除ですが、海外で支払ったものはどうなるのでしょうか。

医療費控除は国内外を問わず医師の診療等に直接要した費用が対象ですので、海外出張中や海外旅行中にケガや病気で病院で支払ったものも含まれます。その際の支払いは外貨ですることになりますが、支払日の為替レートで円換算して日本での医療費と合算します。

海外でかかった医療費は現地で一旦10割支払うことになりますが、あとで取り返すこともできます。

国民健康保険や協会けんぽなど各種健康保険においては、申請することにより、日本と同様の医療を受けた場合の診療報酬額と自己負担額との差額（原則7割）が還付されます。

また海外旅行保険に加入している場合も申請することにより保険金が給付されます。

医療費控除は正味の支払額が対象ですので、支払った医療費からこれらの還付金や保険金を、差し引いて確定申告する必要があります。



空き家の譲渡特例と取得費加算の特例

平成28年度改正により創設された空き家に係る譲渡所得の3,000万円控除の特例が平成28年分の確定申告から適用されます。この特例は相続税の取得費加算の特例と選択適用とされていますが、次のような場合には両方の特例をそれぞれ適用することができます。

- ① 店舗兼住宅の家屋や敷地を譲渡した場合
- ② 母屋（居住用）と離れや倉庫等（非居住用）がある一団の土地を譲渡した場合

このような場合、収入金額及び経費を床面積の割合により居住用部分と非居住用部分に分けてそれぞれ譲渡所得を計算し両特例を適用します。

また、空き家の譲渡特例は主として居住の用に供されていた一つの建築物のみが対象となるため②の場合は母屋のみが特例対象となります。

プレミアムフライデー

月末の金曜日午後3時に退庁・退社して早期帰宅することで、余暇の充実を図る「プレミアムフライデー」が、今週末24日(金)に初めて実施されます。

長時間労働を是正し、政府が推進する「働き方改革」につなげるとともに、停滞する個人消費を喚起する一石二鳥を狙うものです。

経団連は1,300社以上の会員企業に従業員が早く仕事を終えるように文書で呼び掛け、各企業はこれに連携する様々なイベントを企画して消費者を呼び込もうとしています。東京都心の東京駅、日本橋、丸の内では、ホテルやカフェを中継でつないで同時に乾杯をするイベントを企画したり、遊園地では午後3時以降の入園が割安になるなど雰囲気づくりが進んでいます。

経済産業省は、「平成32年度名目GDP600兆円」の達成に向けて、内需の柱となる個人消費の底上げを急務としており、その一環として今回の取り組みを発案しました。今月14日の発表では、同イベントのロゴマーク使用の申請が既に2,124社あり、24日までには3,000社を超えるものと見込んでいます。

アメリカの「ブラックフライデー」（感謝祭翌日の年末商戦初日）をモデルにしたと言われる「プレミアムフライデー」ですが、今後の定着を期待して推移を見守りたいところです。

